

高齢者施設の種類 公共型 ②：入所対象「自立」から可能

名称 / 入所対象	概要
<p>◆軽費老人ホーム A型 / B型</p> <p>◆60歳以上、「自立」か「要支援」。</p> <p>自立生活に不安は有るが、身寄りが無い、諸事情で家族援助を受けられない等の方。所得制限有り。</p>	<p>自治体の助成を受け、有料老人ホーム等よりは比較的低い利用料で、見守りや外出時のサポート等の生活援助を中心としたサービスを行なう。</p> <p>☘ A型・・・食事付き。 ☘ B型・・・食事無し（自炊）。</p> <p>60歳以上で有る事（夫婦の場合は、いずれか一方が60歳以上）、自分で身の回りの世話が出来る事、月収34万以下、が基本条件。</p> <p>食事・入浴・排泄介助などの、介護サービスは基本的に提供しないが、施設によっては、外部事業者による見守り、掃除・洗濯のサポート、食事・入浴・排泄介助等の介護サービスを受ける事も可能。</p> <p>著しい判断力低下や身体機能低下など、要介護度が上昇した際は、介護サービスが有る「特養」や「介護付有料老人ホーム」等へ、移動しなければならないケースもある。</p> <p>お看取り：原則不可。</p>
<p>◆ケアハウス (軽費老人ホーム C型) 一般型 / 介護型</p> <p>◆一般型：60歳以上、「自立」か「要支援」。</p> <p>◆介護型：65歳以上、「要介護1」以上。</p> <p>身寄りが無い、諸事情で家族援助を受けられない等の方。所得制限無し。</p>	<p>自治体の助成を受け、有料老人ホーム等よりは比較的低い利用料で、生活援助や介護サービスを行ない、以下2種類に分けられる。</p> <p>☘一般（自立）型： 見守り、緊急時対応、食事・掃除・洗濯の世話等の生活援助を提供。 入居中に要介護となった場合、外部業者による訪問介護等を受けながら、「要介護2」までは入居を続ける事も可能。（施設により差異も有り。） 要介護度の上昇により、他施設へ移動しなければならないケースもある。</p> <p>☘介護（特定施設）型： 介護スタッフが常駐し、生活援助の他、入浴・食事・排泄介助、機能訓練、通院介助等の介護サービスを提供。 「特定施設入居者生活介護」の指定を受け、重度の要介護者も受入れ可能。</p> <p>お看取り：《介護型》であれば、可能な場合も有る。</p>
<p>「要介護者」の受け入れ体制が整っていない、《軽費老人ホーム「A型」「B型」》は今後、介護サービスの提供可能な《ケアハウス》に、順次建て替えられて行く方針が決定している。</p>	